

現行の改善基準告示の内容（一覧表）

参考資料 No.2

| 区分     | タクシー   |                                   |  |     | ハイヤー         | 条文        | 区分   | トラック   |   | バス   |   | 特例（トラック・バス）<br>【労働省労働基準局長通達（92号通達）】  |                            |  |                                    |  |
|--------|--|-----------------------------------|--|-----|--------------|-----------|--|--|---|--|---|--|----------------------------|--|------------------------------------|--|
|        | 日勤勤務   | 条文                                | 隔日勤務   | 条文  |              |           |  | 条文   | 条文  | 分割休息   | 2人乗務  | 隔日勤務等  | フェリー乗船                     |  |                                    |  |
| 拘束時間   | 1か月 299時間  | 2①1                               | 1か月 262時間<br>(地域的事情その他の特別な事情がある場合において、労使協定があるときは、1年のうち6か月までは270時間まで延長可)                            | 2②1 | 拘束時間規定の適用はない | 2⑤        | 拘束時間   | 1年間 3,516時間<br>1か月 293時間<br><br>(労使協定があるときは、1年間のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可) | 4①1   | 4週間平均で1週間当たり 65時間<br><br>(貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週間平均で1週間当たり71.5時間まで延長可) | 5①1   | 一定期間における全勤務回数<br>の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。 | 2週間<br>126時間<br>(21時間×6勤務) |  |                                    | (トラック)<br>勤務の途中でフェリーに乗船する場合、フェリー乗船時間として休息期間として取り扱う。この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの時間の2分の1を下回ってはならない。 |
|        | 1日 原則 13時間<br>最大 16時間  | 2①2<br>2①2                        | 2暦日 21時間   | 2②1 |              |           |  | 1日 原則 13時間<br>最大 16時間<br>(15時間超えは1週2回以内)   | 4①2<br>4①2  | 1日 原則 13時間<br>最大 16時間<br>(15時間超えは1週2回以内)   | 5①2<br>5①2  |  |                            |  |                                    |  |
| 休息期間   | 継続8時間以上  | 2①3                               | 継続20時間以上   | 2②2 | 休息期間         | 4①3<br>4② | 継続8時間以上<br><br>運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること | 継続8時間以上  | 5①3<br>5②   | 継続4時間以上  | 継続20時間以上  | ※フェリー乗船  | ※フェリー乗船                    | この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの時間の2分の1を下回ってはならない。  |                                    |  |
| 特例     | 1か月の拘束時間の特例<br>「車庫待ち等」で、かつ、労使協定があるときは、1か月322時間まで延長可<br><br>1日の最大拘束時間の特例<br>「車庫待ち等」で、かつ、次の条件を満たせば24時間まで延長可<br>・休息期間 継続20時間以上<br>・16時間超えは1か月7回以内<br>・18時間超えの場合、夜間に4時間以上の仮眠付与 | 2①1<br><br>2①2<br><br>イ<br>ロ<br>ハ | 「車庫待ち等」で次の条件を満たせば2暦日 24時間<br>1か月 前記拘束時間に20時間を加えた時間まで延長可<br>・夜間4時間以上の仮眠付与<br>・21時間超えは労使協定により1か月7回以内 | 2②1 |              |           | 特例   | 4③   | 分割休息期間、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は、労働省労働基準局長通達の定めによる | 5③   | 分割休息期間、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は、労働省労働基準局長通達の定めによる |  |                            |  | (車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。) | 次の条件を満たせば2暦日24時間まで延長可<br>・事業場内仮眠施設において夜間4時間以上の仮眠付与<br>・2週間について3回を限度  |
| 連続運転時間 |  |                                   |  |     | 連続運転時間       | 4①5       | 4時間以内<br>(運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)          | 4時間以内<br>(運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)  | 5①4<br>5①4  | 5①4<br>5①4   |   |  |                            | (バス)<br>勤務の途中でフェリーに乗船する場合、フェリー乗船時間のうち2時間については拘束時間、その他の時間については休息期間として取り扱う。この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの時間の2分の1を下回ってはならない。 |                                    |  |
| 時間外労働  | 時間外労働協定における一定期間は1か月を協定   | 2③                                | 時間外労働協定における一定期間は1か月又は3か月及び1年間を協定   | 3-2 |              |           | 時間外労働  | 4⑤   | 時間外労働協定における一定期間は、2週間及び1か月以上3か月以内の期間を協定            | 時間外労働協定における一定期間は、2週間及び1か月以上3か月以内の期間を協定   | 5④  |  |                            |  |                                    |  |
| 休日労働   | 2週間に1回以内、かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内   | 2④                                | 時間外労働は、次の範囲内にするよう努めること<br>1か月 50時間<br>3か月 140時間<br>1年間 450時間                                       |     | 休日労働         | 4⑤        | 2週間に1回以内、かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内                         | 2週間に1回以内、かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内   | 5⑤  |  |   |  |                            |  |                                    |  |
| 適用除外   |  |                                   |  |     |              |           | 適用除外   | 1①   | 緊急搬送・緊急作業及び危険物輸送については厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外        |  |   |  |                            |  |                                    |  |